

# 研究所だより

第282号  
2009年6月2日  
発行：土佐清水市教育研究所  
TEL 82-3016

## <市教研部長会>

先日市教研部長会を開催し、本年度の予算等を決定しました。算数部会と英語部会は昨年度より増額しましたが、他の部会は予算通りの金額となっています。この1年間、年間計画に基づいて先生方自らの資質向上に向けての取り組みをお願い致します。尚、予算金額の受け渡しにつきましては6月中旬頃となります。ご了承ください。

## <第1回あすなろネットワーク開催>

第1回のあすなろネットワークを開催致しました。その中で色々な疑問点や研究所の有り様等についての意見がだされました。その主なものとして、

- ・多忙な教育実践がなされている中で更に会を増やすことの疑義
- ・研修は教師の自主性を尊重すべきで、トップダウン方式になっているのではないか
- ・コーディネーターという枠に縛られることなく研修内容に応じて自らが研修したいときに参加できる体制作りを
- ・この種の会は、「ほっとネット」がありそれと関連づけることは出来ないのか
- ・市教研が教科別のみの部会構成に移行する事を前提として、「教育相談部会」に代わるものとして立ち上げているのではないか

等々の意見が出されました。



研究所は、従来の取り組みとして、不登校（または不登校気味）児童生徒が出現した学校のみとの連携、つまり対処療法的な支援にとどまり、未然防止の観点に立った全市一体となった連携には至っていないのが実情でした。そうした課題克服のための具体的な施策として、教育センターをコーディネーターとする全市的な児童生徒支援ネットワークの構築、及び、児童生徒の健全育成を目指した学校・家庭・地域をつなげる教育コーディネーターの育成を図る「あすなろネットワーク」を立ち上げました。児童生徒を取り巻く様々な課題が山積する中、不登校や問題行動等の早期発見、早期対応は必要不可欠なものです。「ほっとネット」との違いは、「ほっとネット」は現実に起きている児童・生徒の問題事象に対して各種団体が連携しながらより良い対応策を検討し、児童・生徒が安心して過ごせる学級・学校づくりを支援していくものであり、「あすなろネットワーク」は、不登校や問題行動等の未然防止と早期対応のための研修やカウンセリング研修を行い、スキルアップを図ることで、各学校においてコーディネーターが実践リーダーとしての役割を果たし、教職員の支援力・対応力の向上につなげるものです。

多忙の中、会が増えることは更に多忙さを増すという思いは分かりますが、この取り組みを推進し、成果をあげることは、ひいては、学力の向上、家庭教育の向上、教職員の資質向上等、様々なところに波及効果が生まれるものと考えています。

## <第1回教育研究所運営審議会の開催>

運営委員（敬称略）

| 類別    | 氏名    | 備考  |
|-------|-------|-----|
| 学識経験者 | 池内 正人 | 会長  |
| 学識経験者 | 宮本 恵美 |     |
| 学識経験者 | 鬼谷 志保 |     |
| 校長会代表 | 村上 正大 | 副会長 |
| 教頭会代表 | 田島 好行 |     |
| 教諭代表  | 奥谷 博史 |     |
| 教諭代表  | 上岡 充  |     |

| 類別    | 氏名    | 備考 |
|-------|-------|----|
| 高校代表  | 竹村 眞  |    |
| 指導主事  | 筒井 広実 |    |
| センター長 | 池田 等  |    |
| 事務局   | 楠瀬 純一 |    |
| 事務局   | 山崎 源生 |    |
| 事務局   | 北代あかね |    |

第1回の運営審議会を開催し、役員改選、21年度事業計画、情報交換等を行いました。この1年、研究所に対しての助言や提言等をいただき、よりよい研究所としての有り様や方向性、事業内容等を見いだしていきたいと思っております。

## <シリーズ いじめの予防・早期発見のシステム作り 1, いじめの概念>

（「いじめ」に学校はどう取り組むかー著者 坂本昇一）より抜粋

「いじめ」には、

- ①. 対等の関係でなく自分より弱い立場の者に行う。
- ②. 相手に肉体的・心理的な苦痛を与える。
- ③. 一方的に繰り返し行う。

という3つの要因が含まれる。

「いじめ」と「ケンカ」の違いは、「ケンカ」では相互に力のバランスがあり、一方が強すぎるぐらい強いときには「ケンカ」にはならない。「ケンカ」の原因ははっきりしていて、例えば自分の名誉を傷つけられたなどで、継続期間も短く、必要以上の攻撃はしない。

「いじめ」の3つの要因のうち、第三者が外から見て解りにくいものは、「肉体的・心理的苦痛を与える攻撃」という要因である。これは、攻撃を受けている子ども自身の「認知」であって、第三者が決めることでないゆえに、子ども自身が、ありのままにその認知を第三者に言わなければ分からない。

周囲の子どもやおとなが、あの程度の攻撃では「肉体的・心理的苦痛」にならないとか、なるだろうとか決めることではない。

「いじめ」を受けている子どもに、「あなたがしっかりしないから」とか、「あなたが決まりを守らないから」などと、被害を受けている子どもにも「いじめ」を受ける理由があるという対応を子どもがされるとわかっていれば、おとな達にそれを言うはずがない。

「いじめ」は、人権侵害の問題で、絶対許されないということ、言い換えれば、「いじめを受けている子どもに問題はない」という考えを教師も親も、はっきりと持たなくては、「いじめ」は、見えてこないだろう。

\*いじめ問題についてシリーズで掲載していきたいと思っております。

